20191010中第４号
公取企第５３号
令和元年１１月１５日

関係事業者団体代表者　殿

経済産業大臣

公正取引委員会委員長

下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号。以下「下請法」といいます。）に違反する行為に対して厳正に対処するとともに、同法の普及啓発を行っております。

＜中小企業の取引環境＞

我が国経済は緩やかな回復基調にあり、企業収益の拡大や倒産件数の減少が続くなど、経済の好循環が浸透する一方、度重なる災害をはじめ、人手不足の深刻化、労働生産性の伸び悩みなど、中小企業を取り巻く環境は厳しい面もあります。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

＜下請法の理解と下請代金支払の適正化＞

経済の好循環を実現するには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要という問題意識の下、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでおり、平成２８年１２月には、違反行為の未然防止や事業者による情報提供に資するよう、下請法に関する運用基準を改正するとともに、親事業者による下請代金の支払についても以下の事項を旨とした通達を発出しました。

○　下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること
○　手形で下請代金を支払う場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう下請代金の額を十分に協議すること
○　手形サイトは、将来的に６０日以内とするよう努めること

引き続き、下請取引の適正化に取り組むよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

受付
19.11.18
一般社団法人
日本電設工業協会

＜働き方改革＞

本年４月より大企業に対して罰則付きの時間外労働の上限規制の適用が開始され、来年４月には中小企業に対しても同規制が適用されます。人手不足が深刻化している中、中小企業における働き方改革への対応は、重要な経営課題の一つとなっております。政府を挙げて働き方改革を推進しておりますが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくないと考えられます。

そのため、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要です。

貴団体におかれましても、下請等中小事業者に対して発注を行うに当たっては、下請法等の違反にもなり得る「しわ寄せ」を生じさせないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

＜災害時における取引条件＞

令和元年台風第１５号及び第１９号に伴う災害により災害救助法の適用が決定されるなど、台風や前線を伴った低気圧などがもたらす大雨によって河川の氾濫や土砂災害が発生しており、被災地域における事業者と取引のある全国の事業者に影響が広がっております。

貴団体におかれましても、災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより、取引のある経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に悪影響を与えることのないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

＜消費税の円滑かつ適正な転嫁＞

令和元年１０月１日から、消費税率が８％から１０％に引き上げられ、併せて、消費税の軽減税率制度が実施されました。貴団体におかれましては、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為が生じないよう、親事業者をはじめ、会員事業者に対して周知徹底するよう要請いたします。

＜親事業者となる会員に対する周知徹底のお願い＞

貴団体におかれましても、このような取引環境を御理解いただき、下請事業者と協議をした上で適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、親事業者となる会員が下請法の遵守に取り組むよう御協力をお願いいたします。

特に、別紙の記載事項については、親事業者となる会員に対して周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるよう要請いたします。

（別紙）

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1　親事業者の義務

(1)　書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

・　下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第３条）

・　注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを２年間保存すること。（下請法第５条）

(2)　下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

・　下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から６０日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第２条の２）

・　支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して６０日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率１４．６パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第４条の２）

2　親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1)　受領拒否

・　納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第４条第１項第１号）

(2)　下請代金の支払遅延

・　支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第４条第１項第２号）

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

－　受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3)　下請代金の減額

・　下請事業者に責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。（下請法第４条第１項第３号）

（減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。）

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

－　単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用すること。

－　手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4)　返品

・　取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。（下請法第４条第１項第４号）

(5)　買いたたき

・　同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。（下請法第４条第１項第５号）

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

－　親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。

－　多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

－　短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

（注）買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説　下請法」も御参照ください。
公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/191101pointkaisetsu.pdf

(6)　物の購入強制・役務の利用強制

・　正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。（下請法第４条第１項第６号）

(7)　報復措置

・　下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。（下請法第４条第１項第７号）

(8)　有償支給原材料等の対価の早期決済

・　親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。（下請法第４条第２項第１号）

(9)　割引困難な手形の交付

・　下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。（下請法第４条第２項第２号）

手形サイトは、繊維業９０日以内、その他の業種１２０日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には６０日以内とするよう努めることとされている。

（通達：公取企第１４０号及び２０１６１２０７中第１号）

(10)　不当な経済上の利益の提供要請

・　下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。（下請法第４条第２項第３号）

(11)　不当な給付内容の変更・やり直し

・　下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更（納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。）を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。（下請法第４条第２項第４号）

働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例

はじめに

取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくありません。また，自らが取り組んだ業務効率化の果実が取引相手に奪われてしまい，享受できないこととなると，業務効率化への意欲を損ねることになります。こうしたことは，社会全体としての働き方改革の勢いを失わせることにもつながります。

以下では，親事業者が下請事業者に対して行う行為が下請法に違反することになり得る想定例を示します。また，これらの行為は優越的地位の濫用として独占禁止法に違反する場合もあります。

なお，具体的な行為が違反となるかどうかは，法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることに留意する必要があります。

主な想定例

1 買いたたき

【短納期発注による買いたたき】

短納期発注を行い，取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせ，人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず，通常発注の単価と同一単価を一方的に定めた。

【業務効率化の果実の摘み取り】

社外秘である製造原価計算資料，労務管理関係資料等を提出させ，「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し，著しく低い取引対価を一方的に定めた。

【多頻度配送による買いたたき】

配送頻度の変更を指示したため，取引の相手方の作業量が増加し，人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず，通常発注の単価と同一単価を一方的に定めた。

2 減額

【付加価値の不払】

書面であらかじめ定めていた短納期発注に対する「特急料金」を上乗せして請求を行ったところ，予算が足りないなどの理由により，特急料金を支払うことなく，通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

【不当なペナルティ】

自己都合により設計変更をしたにもかかわらず，納期延長を認めなかったため，取引の相手方に休日勤務を強いたが，結果として納期に間に合わなかったことを理由にペナルティの額を差し引いた取引対価しか支払わなかった。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例

主な想定例

3　不当な給付内容の変更，やり直し

【あいまいな発注】
　仕様の明確化を求められたにもかかわらず，正当な理由なく不明確にしたままに作業を行わせ，その後，商品の納入を受ける際に，発注内容と異なるとしてやり直しをさせた。取引の相手方は，これに対応するために特別の体制による作業を余儀なくされ，他の業務に支障が生じた。

【直前キャンセル】
　ある荷主の集荷のために，毎週特定の曜日にトラックを数台待機させることを契約で定めていたが，その当日になって一方的にキャンセルし，その分の対価を支払わなかった。

4　受領拒否

【一方的な納期短縮】
　あらかじめ合意した納期を，一方的に短く変更し，取引の相手方に長時間勤務を強いたが，結果として納期に間に合わなかったことを理由に商品の受領を拒否した。

5　不当な経済上の利益の提供要請

【働き方改革に向けた取組のしわ寄せ】
　商品発注のために必要なデータを自社システムへ入力する作業は自ら行うべきであるにもかかわらず，当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

【契約外行為の要求】
　契約上，取引の相手方が自己の倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において，取引の相手方に対して，あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の業務について，無償で従事させた。

下請法関係のパンフレットは
下記ウェブサイトに掲載
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html
講習用動画を公開中
（公正取引委員会ウェブサイト）
https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html
（YouTube公正取引委員会チャンネル）
https://www.youtube.com/c/JFTCchannel
事例集の全体版はこちらに掲載
https://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/180531jirei.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和元年5月29日公表「平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」より抜粋

平成30年度における働き方改革に関連する下請法違反実例

A社

船体ブロックの製造又は船体塗装を下請事業者に委託しているA社（本社高知県）は，自社の予算が決まっていることなどを理由に，下請事業者から見積書を提出させることなく一方的に単価を定め，また，下請事業者に必要な作業時間についても下請事業者と十分に協議せず，下請事業者の能力に対して短い納期での発注を行った。その結果，納期に間に合わせるために，下請事業者は休日勤務や残業を余儀なくさせられ，人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は，下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに，下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

B社

板ガラスや鏡の切断・研磨等を下請事業者に委託しているB社（本社東京都）は，自社の取引先から納期の短縮を求められた場合などに，下請事業者と十分に協議せず，当初発注した際の単価を見直さないまま，下請事業者の納期を短縮していた。その結果，下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ，人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず，B社は通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めていた。

このような行為は，下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに，下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

C社

アスファルト合材の製造，アスファルト等の破砕作業等を下請事業者に委託しているC社（本社東京都）は，下請事業者の人件費を勝手に設定した上で単価を算出するなどして条件を決め，下請事業者が作業内容，単価等の条件の見直しを申し入れているにもかかわらず，決めた条件でできないのであれば今後は発注しないことを示唆して下請事業者に条件を承諾させるなど，下請事業者と十分に協議をせずに発注していた。その結果，下請事業者は自社のコスト構造に照らすと困難な条件で委託を受けざるを得なかった。

このような行為は，下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに，下請事業者が業務効率化により労働時間及び人件費を節減しても，その分の下請代金を減らすよう求められるとの懸念を生じさせ，下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

D社

パンフレット等の印刷・製本を下請事業者に委託しているD社（本社香川県）は，自社の取引先から印刷に必要なデータの入稿が遅れたことを理由に，下請事業者と十分に協議せず，通常よりも短い納期を設定したにもかかわらず，従来の単価を見直さないまま発注していた。その結果，下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ，人件費等のコストが大幅に増加することとなった。

このような行為は，下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに，下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

E社

アニメーションの原画の作成を下請事業者に委託しているE社（本社東京都）は，当初の見積りより作業量を増加して発注した場合に，当初の見積りのまま単価を据え置き，また，納期を見直していなかった。その結果，下請事業者は深夜残業等による対応を余儀なくされ，人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は，下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに，下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

F社

カーテン，ブラインド及びウェア類の加工を下請事業者に委託しているF社（本社秋田県）は，自社の取引先から納期の短縮を求められた場合に，下請事業者と十分に協議せず，当初発注した際の単価を見直さないまま，下請事業者の納期を短縮していた。その結果，下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ，人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は，下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに，下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

その他パンフレットは以下をクリックください

「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう気を付けましょう!!　中小企業庁
http://itsys.jeca.or.jp/system/admin/datac/9/01hatarakikatasogai191118.pdf

11 月は「しわ寄せ防止キャンペーン月刊」です　厚生労働省ほか
http://itsys.jeca.or.jp/system/admin/datac/9/02stopsiwayose191118.pdf

消費税の円滑かつ適正な転嫁のために＜10%引上げ対応版＞　内閣官房ほか
http://itsys.jeca.or.jp/system/admin/datac/9/03syouhizei_enkatsu191118.pdf